

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（2024年4月15日改定）

以下の通り、BizSTATION関連利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な利用規定については、BizSTATIONにログインのうえ、画面右上のヘルプボタン押下後、ヘルプメニュー>利用規定よりご覧ください。

改定日 2024年4月15日（月）

改定対象利用規定および改定内容

■BizSTATION 利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2024年4月15日最終改定)	(2023年10月2日最終改定)
2	第6条 取引の依頼	<p>3. 依頼内容の確定</p> <p>当行が本サービスによる取引の依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。ただし、「振替予約」、「振込予約」（第7条、第8条にそれぞれ定めるところによります。）取引に関しては、かかる手続にかかわらず振込または振替の指定日前日（第7条に定める「振替予約」取引のうち、通知預金を引落口座とする場合は前営業日。なお、前日がシステムメンテナンスを行う祝日その他当行所定の日または期間に該当する場合には、当行所定の日となりますのでご注意ください。）、「総合振込」および振込先口座（以下に定めます。）が当行国内本支店口座のみの「給与賞与振込」（第9条に定めるところによります。）取引に関しては、振込指定日の前営業日、振込先口座に他の金融機関の国内本支店口座を含む「給与賞与振込」取引に関しては、振込指定日の3営業日前における当行所定の時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。また、「特別徴収地方税納入」（第11条に定めるところによります。）取引に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に承認操作した場合）における当行所定の時点（納入指定日の4営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引の依頼内容が確定したものとします。お客さまは、依頼内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。</p>	<p>3. 依頼内容の確定</p> <p>当行が本サービスによる取引の依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。ただし、「振替予約」、「振込予約」（第7条、第8条にそれぞれ定めるところによります。）取引に関しては、かかる手続にかかわらず振込または振替の指定日前日（第7条に定める「振替予約」取引のうち、通知預金を引落口座とする場合は前営業日。なお、前日が祝日その他当行所定の日または期間に該当する場合には、当行所定の日となりますのでご注意ください。）、「総合振込」および振込先口座（以下に定めます。）が当行国内本支店口座のみの「給与賞与振込」（第9条に定めるところによります。）取引に関しては、振込指定日の前営業日、振込先口座に他の金融機関の国内本支店口座を含む「給与賞与振込」取引に関しては、振込指定日の3営業日前における当行所定の時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。また、「特別徴収地方税納入」（第11条に定めるところによります。）取引に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・休日に承認操作した場合）における当行所定の時点（納入指定日の4営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引の依頼内容が確定したものとします。お客さまは、依頼内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。</p>

■BizSTATION サーバ接続サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2024年4月15日最終改定)	(2023年10月2日最終改定)
2	第10条 取引の依頼	<p>3. 依頼内容の確定</p> <p>本サービスにかかる取引の依頼は、当行所定の方法により、依頼にかかるデータを当行に送付する方法によって行うものとします。このデータ送付が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。ただし、「総合振込」および「給与賞与振込」（第12条に定めるところによります。）取引に関しては、振込指定日当日の午前10時30分、振込先口座に他の金融機関の国内本支店口座を含む「給与賞与振込」取引に関しては、振込指定日の2営業日前の午前10時30分の時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。「特別徴収地方税納入」（第14条に定めるところによります。）取引に関しては、当行受付日（当行所定の時刻までに受付した場合）もしくは依頼のための当行受付日の翌営業日（当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に受付した場合）における当行所定の時点（納入指定日の4営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引の依頼内容が確定したものとします。「口座振替」サービスに関しては、当行受付日（当行所定の時刻までに受付した場合）もしくは依頼のための当行受付日の翌営業日（当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に受付した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。</p>	<p>3. 依頼内容の確定</p> <p>本サービスにかかる取引の依頼は、当行所定の方法により、依頼にかかるデータを当行に送付する方法によって行うものとします。このデータ送付が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。ただし、「総合振込」および「給与賞与振込」（第12条に定めるところによります。）取引に関しては、振込指定日当日の午前10時30分、振込先口座に他の金融機関の国内本支店口座を含む「給与賞与振込」取引に関しては、振込指定日の2営業日前の午前10時30分の時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。「特別徴収地方税納入」（第14条に定めるところによります。）取引に関しては、当行受付日（当行所定の時刻までに受付した場合）もしくは依頼のための当行受付日の翌営業日（当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・休日に受付した場合）における当行所定の時点（納入指定日の4営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引の依頼内容が確定したものとします。「口座振替」サービスに関しては、当行受付日（当行所定の時刻までに受付した場合）もしくは依頼のための当行受付日の翌営業日（当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・休日に受付した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。</p>

■BizSTATION 口座振替サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2024年4月15日最終改定)	(2021年9月13日最終改定)
2	第6条 取引の依頼	<p>2. 前項にかかわらず引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に承認操作した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、引落依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。</p>	<p>2. 前項にかかわらず引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・休日に承認操作した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、引落依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。</p>

■BizSTATION ファイル送受信サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2024年4月15日最終改定)	(2021年9月13日最終改定)
2	第6条 取引の依頼	<p>2. 取引依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に承認操作した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、取引依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取り消すことができます。</p>	<p>2. 取引依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・休日に承認操作した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、取引依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取り消すことができます。</p>